

千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度に関するよくある質問

No	項目	質問	回答
1	対象事業	新規の事業であることとは、どういったものを指すのか。	事業者が千葉市において初めて実施するイベント等を新規事業とする。
2	対象事業	既存のイベントでも申請できるのか。	すでに市内で実施しているイベントでも申請は可能である。 ただし、その場合は、前回開催した内容を改善又は拡充している必要がある。 (その旨を申請時に事業計画書(様式1号の2)に記載すること。)
3	対象事業	同じ事業で複数年度、支援を受けられるのか。	同じ事業で2か年度まで申請することができ、採択されれば、2か年度まで支援が可能。ただし、2か年とも審議会による審査を受け採択されたものが支援対象となる。なお、2年度目は、支援初年度からの事業の見直しや拡充を行うものが対象となる。
4	対象事業	料金を徴収するイベントでも良いのか。	良い。 本事業では、次年度以降、参加料金や協賛等によって、自走していただくことを目的としている。
5	対象事業	昼間から夜間にかけて行うイベントは対象になるのか。	イベントの主たる実施時間帯が日没から日の出までであれば、日没前から連続して実施しているイベントでも申請可能。 ただし、例えば同一イベントにおいて、昼の部と夜の部など分かれている場合には、原則として夜の部(日没後の部分)が支援の対象となる。 個別事業のお問い合わせについては、担当課(千葉市経済企画課 ipu@city.chiba.lg.jp)に連絡をいただきたい。
6	対象事業	支援対象事業は、いつからイベントを開始できるのか。また、完了は12月31日までとあるが、年越しのイベントなどは対象になるのか。	交付決定日以降の領収書が補助金の対象となるため、事業の開始時期は交付決定日以降とすること。 また、年越しのイベントに限らず、年内から1月末にかけて行う事業も対象とする。
7	申請	プレエントリー時には、事前申請書のみの提出で良いのか。	良い。 提出は持参や郵送(5/17必着)の他、メールでの提出も可。

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度に関するよくある質問

No	項目	質問	回答
8	申請	プレントリー時に、法人である必要があるのか。	原則、法人である必要がある。手続き等が間に合わない場合は、その理由・申請中の法人名を記載のうえ、プレントリーすること。なお、本申請時は、法人登記が完了していなければならない。
9	申請	昨年度採択された事業の場合でも、再度申請が必要なのか。	必要である。 また、昨年度採択された事業であっても、支援決定事業となるには、改めて審議会の審査を経て採択される必要がある。
10	申請	申請者は法人とあるが、実行委員会形式で開催する場合の申請方法は。	実行委員会形式で開催する場合は、代表となる法人で申請すること。 なお、実行委員会形式の場合、申請時に「規約又は会則、会員（役員）名簿及び構成団体一覧」を提出いただく必要がある。 ※詳細は、募集要項の7（1）を参照
11	申請	同一の会社でも、イベント内容や実施場所が異なる場合、複数の応募は可能か。	事業内容が異なる場合は、1社が複数の事業を申請することは可能。
12	申請	実施会場の利用が確定していない場合でも、申請可能か。	プレントリーおよび本申請の時点では、施設の利用許可などを取得していなくても、申請は可能。 ただし、本申請前には施設管理者等に事前に連絡を取るとともに、利用許可の条件などを確認し、利用許可を得るための準備を進めておくこと。 施設管理者の連絡先等が不明の場合は、担当課（千葉県経済企画課 ipu@city.chiba.lg.jp）に連絡をいただきたい。
13	経費	当日、雨天等で中止となった場合は補助金の交付はあるのか。	開催準備等に要した経費のうち、補助対象経費の交付は可能である（補助交付決定額を上限とする。）。
14	経費	アーティストを誘致した場合の経費は、補助対象経費となるか。	補助対象経費のうち、音楽・文芸・美術費の出演料に該当することが見込まれる。詳細は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱別表参照。
15	経費	補助対象外経費とは具体的にどういったものか。	申請者自らが管理している施設の会場使用料や申請者（主催者）自らが食べるために用意した弁当代などは、補助対象経費には含まない。

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度に関するよくある質問

No	項目	質問	回答
16	経費	支援決定後、イベントの内容に変更があり、補助対象経費の金額が減額した場合、交付決定額は減額されるのか。	交付決定額を変更する必要がない場合は、減額しない。
17	経費	補助金を申請する際、インターネットで購入した物品なども領収書があれば対象となるか。	領収書に、宛名（申請者名）、ただし書き（補助対象経費に該当する品名）が正しく記載された領収書であれば、インターネットで購入したものの領収書でも対象とする。 なお、インターネットでの購入の際、ポイントを利用した場合、ポイント分は補助対象経費から除外する。
18	経費	領収書は決定後発行のものとありますが、事前に準備しないと間に合わないものがある場合も対象外となりますか。	領収書の日付は、決定通知日以降のものが補助対象経費となります。
19	経費	自己負担金はゼロでもいいのでしょうか。	自己負担金としての予算計上はゼロでも構いません。 ただし、本補助制度は、補助対象経費に対し 1 / 2 が上限となっているため、残りの 1 / 2 の経費は、コンテンツ開催日の入場料等や協賛金などの収入から賄う必要があります。